

ITSSベーシックコース認定校制度要領

ITSSユーザー協会
教育推進委員会

1. 目的

この要領は、ITSSベーシックコース認定校制度に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 指定校の認定基準

- ア ITSSユーザー協会の法人会員であること。
- イ 教育プログラム運営に必要な人員、組織等が整っていること。
- ウ 講座開講のための施設等が整っているか、十分な施設等を用意できること。

3. 申請手続き

申請時には以下の申請書と関係書類を添付する

- (1) ITSS ベーシックコース認定校申請書
- (2) 標準カリキュラムと申請企業での開講カリキュラム(案)の対比表
尚、更新も同様とする。

4. 申し込み期限

原則、年2回とし、第一回7月1日～8月末日、および 第二回1月1日～2月末日
ただし2008年に関しては、第一回を8月1日～10月末日とする。

5. 認定

- ア 指定校の認定は、ITSSユーザー協会の認定基準に基づき、ITSS研修小委員会に付議した上で行う。
- イ 審査結果は、第一回申し込み分については、9月末日までに、第二回申し込み分については、3月末日までに各社に通知する。
ただし、2008年の第一回申し込みについては、11月末日までに通知する。

6. 認定期間

第一回申し込み分の認定については、10月1日から2年間、第二回申し込み分の認定については、4月1日から2年間とし、更新申請をすることにより継続することができる。
ただし、2008年の第一回分については、認定日から、2010年の9月末日とする。

7. 認定および更新に関する事務手続き費用
事務手続き費用として、税込 31,500 円を納入するものとする。
(なお、費用の納入時期及び納入先は、別途案内通知する。)
8. 申請書の送付先
ITSSユーザー協会
教育推進委員会事務局(株式会社CXO内)
〒101-0032
東京都千代田区岩本町1-8-16 アチエロビル2階
TEL 03-5823-1145
FAX 03-5823-1147

附則

1. この規定は、平成20年8月1日より施行する。